



## 個人住民税の寄附金税制について

昨今の世界情勢や国内の災害に対して個人で赤十字などへの寄附をご検討される方もいらっしゃるかと思います。一定の団体等へ寄附を行った場合には所得税のほか個人住民税の税額控除をうけることができます。

そこで今回は、個人住民税の寄附金税制を解説したいと思います。

### (1) 制度の概要

個人住民税（県民税・市町村民税）の寄附金税額控除制度とは、一定の団体に対して寄附金を支払った場合に、寄附をした翌年の個人住民税額が軽減される制度です。

寄附金税額控除を受けるためには、1月1日から12月31日までに支払った寄附について、翌年3月15日までに提出する所得税の確定申告書に必要事項を記載する必要があります。

### (2) 寄附金税額控除額の計算方法

個人住民税の寄附金税額控除制度では、次の団体に寄附をした場合には前年中に寄附した金額（総所得金額等の30%を上限）から2千円を差し引いた額が控除対象額となります。

- ① 都道府県、市区町村（ふるさと納税）
- ② 住所地の都道府県共同募金会
- ③ 住所地の日本赤十字社の支部
- ④ 都道府県や市区町村が条例により指定した団体

控除額の計算は以下の通りです。

#### ● 基本控除額

（寄附金（※1）－2千円）×10%（※2）

（※1）総所得金額等の30%を限度

（※2）「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出  
 都道府県が指定した寄附金は4%  
 市区町村が指定した寄附金は6%  
 （都道府県と市区町村のどちらからも指定された寄附金の場合は10%）

#### ● 特例控除額（ふるさと納税のみに適用され、個人住民税所得割額の2割を限度）

（寄附金（※1）－2千円）×（90%－0～45%（寄附者に適用される所得税の限界税率））

（※1）総所得金額等の30%を限度

### (3) 共同募金会や日本赤十字社へ寄附する場合

共同募金会や日本赤十字社へ寄附した場合に個人住民税の寄附金税額控除を受けるためにはお住いの住所地の共同募金会や日本赤十字社の支部に寄附に限定されます。国税の所得税の寄附金控除では住所地は特段要件となりませんが、個人住民税では住所地の要件がありますので注意が必要です。お住いの住所地の共同募金や日本赤十字社の支部や寄附した場合には県民税と市民税のいずれも寄附金税額控除を受けることができます。

### (4) 都道府県や市区町村が条例により指定した団体へ寄附する場合

都道府県が条例により定める寄附先として神奈川県が条例で指定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附先は神奈川県のHPに掲載されており、令和4年7月26日時点では、学校法人や公益法人、社会福祉法人、NPO法人など514法人が対象となっています。

市区町村が条例により定める寄附先として藤沢市が条例（市税条例第17条の2）で定める寄附先は県内に主たる事務所又は事業所を有する、学校法人・社会福祉法人等の法人又は団体に対する寄附金等が対象とされていますが寄附先の具体的な団体名は藤沢市のHPでは開示されておらず、寄附先からのお知らせ若しくは藤沢市に寄附金税額控除制度の対象であるかの確認をとる必要があります。

寄附先が神奈川県および藤沢市のいずれの条例でも指定されていれば県民税および市民税のいずれも寄附金税額控除を受けることができますが、寄附先が神奈川県若しくは藤沢市のいずれかの条例のみで指定されている場合には県民税若しくは市民税のいずれかのみ寄附金税額控除の対象となります。

### (5) 終わりに

所得税の寄附金控除を受ける際には寄附先の所在地は特段気にする必要はありませんが、個人住民税でも寄附金控除を受ける場合には上記のような要件に注意する必要があります。寄附を行う際に所得税のみならず個人住民税でも寄附金税額控除を受けようとする場合には寄附先が個人住民税（県税、市税）でも寄附金控除の対象であるかの確認を行ったうえで寄附することをおすすめします。